

# 兵庫県公報

令和8年2月6日 金曜日 第 691号

発 行 人  
兵 庫 県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 告 示

○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	1
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 濱戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	11
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	16
○ 道路の区域の変更（同）	17
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	17
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（但馬県民局）	19
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	24

### 公 告

○ 寄附者の顕彰（秘書課）	25
○ 農地を利用する権利の設定の裁定（総合農政課）	25
○ 同 上（同）	26
○ 同 上（同）	26
○ 落札者等の公示（環境政策課）	27
○ 入札公告（阪神南県民センター）	27

### 警察本部公告

○ 入札公告	30
--------	----

## 告 示

### 兵庫県告示第50号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年2月6日

兵庫県知事 斎藤元彦

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
二見町 播磨町 東播磨	手縄第1種漁業 沖廻手縄網漁業	別記1の1	周年	別記2	5トン未 満	1隻	定めなし
	手縄第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の1	周年				
	手縄第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の1	周年				
	手縄第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の2	10月20日から翌 年5月31日まで				
西播	手縄第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の3	周年	同上	同上	1隻	同上
	手縄第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の3	4月1日から10 月20日まで				
	手縄第3種漁業 そろばんこぎ網 漁業	別記1の4	4月1日から11 月20日まで				
	手縄第3種漁業 まんが網漁業	別記1の5	10月20日から翌 年4月30日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の6	4月1日から12 月31日まで				
		別記1の7	6月1日から12 月31日まで				

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年2月6日から同年3月6日まで

## 3 備考

## (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和10年3月31日までとする。

## (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
二見町、播磨町、東播磨	別記3の2、3、4、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、18、20
西播	別記3の1、5、6、7、8、9、10、11、12、13、17、19、20、21、22、23

別記1 操業区域

- 1 明石市古波止と淡路市富島漁港西防波堤灯台を結ぶ線から東播磨港伊保灯台と姫路市上島灯台を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 東播磨港別府東防波堤灯台と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線、同第10号灯浮標から姫路市松島灯台を見通した線及び高砂市、姫路市界から姫路市上島灯台を見通した線の3直線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 4 東播磨港高砂西防波堤灯台より225度の線以西、明石市明石城と小豆島星ヶ城を結んだ線以北の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 5 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 6 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
- 7 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

## 別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

## 別記3 条件

- 1 次のカ、キ及びエを順次結んだ2直線以内の海面並びにたつの市岩見、室津界以東の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、上島を除く姫路市各島しょの周辺においては、最大高潮時海岸線から700メートル以内の海面）においては、操業してはならない。
  - ア たつの市地ノ唐荷島頂上
  - イ 赤穂市取揚島頂上
  - ウ 赤穂市鷦和と同市福浦との最大高潮時海岸線における境界点
  - エ 岡山県備前市鹿久居島東端
  - オ 岡山県備前市大多府島南端
  - カ オとアを結んだ直線の延長線とたつの市における最大高潮時海岸線との交差点
  - キ ウとイとを結んだ直線の延長線とオとアとを結んだ直線との交差点
- 2 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
- 3 手縄第1種漁業及び手縄第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 4 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 5 手縄第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 6 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手縄第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 7 たちうおを目的として操業してはならない。
- 8 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 9 手縄第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 10 手縄第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 11 手縄第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 12 手縄第2種漁業は、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 13 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 14 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。
- 15 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、たこつぼ漁業及びいかせん漁業との調整に関する協定を遵守しなければならない。

16 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、淡路市室津、尾崎界と播磨灘航路第5号灯浮標を結ぶ線以南の淡路西浦地先海面においては、操業してはならない。

17 手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。

18 手縄第3種漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

19 手縄第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

20 手縄第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を越えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。

21 そろばんこぎ網漁業のそろばん綱（そろばん玉を付けた沈子綱）は1本とし、そろばん綱以外に鉄鎖等前沈子を使用してはならない。なお、そろばん綱を弛ませて使用してはならない。

22 そろばんこぎ網漁業の金属製そろばん玉は、鋳物とし、次の規格以外のものを使用してはならない。

直径	本体中央部の肉厚	周縁部の肉厚
11センチメートル以下	1.5センチメートル以上	0.5センチメートル以上

23 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。

~~~~~

### 兵庫県告示第51号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年2月6日

兵庫県知事 斎藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置                |              |                  |          |       |    |           |
|----|---------------------|--------------|------------------|----------|-------|----|-----------|
|    | 漁業種類                | 操業区域         | 漁業時期             | 推進機関の馬力数 | 総トン数  | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 相生 | 手縄第2種漁業<br>なまここぎ網漁業 | 共第62号共同漁業権漁場 | 11月1日から翌年4月30日まで | 別記1      | 5トン未満 | 1隻 | 別記2       |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年2月6日から同年3月6日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年10月31日までとする。

## (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、別記3に掲げる内容の条件を付けることがある。

## 別記1 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

## 別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

## 別記3 条件

- 1 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 2 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 3 なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。



## 兵庫県告示第52号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年2月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置                   |             |          |              |            |    |               |
|----|------------------------|-------------|----------|--------------|------------|----|---------------|
|    | 漁業種類                   | 操業区域<br>(注) | 漁業<br>時期 | 推進機関の<br>馬力数 | 総 ト ン<br>数 | 隻数 | 漁業を営む<br>者の資格 |
| 北淡 | いわし・いか<br>なご船びき網<br>漁業 | 別記1         | 周年       | 別記2          | 5トン<br>未満  | 4隻 | 定めなし          |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年2月6日から同年3月6日まで

## 3 備考

## (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。

## (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、別記3に掲げる内容の条件を付けることがある。

## 別記1 操業区域

淡路市松帆・野島江崎界から洲本市五色町鳥飼浦、南あわじ市松帆慶野界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「淡路市松帆・野島江崎界から洲本市鳥飼浦、南あわじ市松帆慶野界に至る海面及び共第24号共同漁業権(鹿ノ瀬海面)の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く」とする。

## 別記2 推進機関の馬力数

| 推進機関の馬力数        |                                                                                          |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小型機船底びき網漁業との兼業船 | 48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下（注）                                                              |
| 上記以外の船舶         | 110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。 |

(注)「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

## 別記3 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 午後3時から翌日午前4時までは操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

| 火船の隻数 | 電気設備                |             |
|-------|---------------------|-------------|
|       | 火船1隻当たりの設備容量        | 1統当たりの総設備容量 |
| 2隻以下  | 集魚燈に使用する電球 500ワット以下 | 1,000ワット以下  |

~~~~~

## 兵庫県告示第53号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第5号に掲げるはなつぎ網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年2月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を 営む者 の資格
西播	さわら はなつぎ 網漁業	姫路市広畠東防波堤灯台と同市 家島町鞍掛島灯台を見通した線 以西及び香川県小豆郡星ヶ城頂 上と明石市旧東播磨港二見西防 波堤灯台（北緯34度41.53分、東 経134度53.19分）を見通した線 以北で、姫路港の港湾区域を除 いた兵庫県海面。但し、共同漁 業権の区域を除く。	5月6日から 7月5日まで	別記	10トン 未満	52隻	定めな し

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年3月24日から同年4月24日まで

## 3 備考

## (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年5月6日から令和9年5月5日までとする。

## (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 中型まき網漁業の操業を妨げてはならない。

イ 操業に際して魚群包囲後は漁船機関の推進力をを利用して曳網してはならない。また、揚網時には網船を錨で固定しなければならない。

ウ 午後4時から翌日の午前5時に至る間は操業してはならない。

## 別記 推進機関の馬力数

110キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）35馬力以下

~~~~~

## 兵庫県告示第54号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年2月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区         | 制限措置            |             |      |                     |                  |               |    |                   |
|------------|-----------------|-------------|------|---------------------|------------------|---------------|----|-------------------|
|            | 漁業種類            | 操業区域<br>(注) | 漁業時期 |                     | 推進機<br>関の馬<br>力数 | 総 ト<br>ン<br>数 | 隻数 | 漁業を<br>営む者<br>の資格 |
| 江井島<br>二見町 | たい、はまち<br>五智網漁業 | 別記1の1       | たい   | 4月1日から<br>12月31日まで  | 定めな<br>し         | 定めな<br>し      | 1隻 | 定めな<br>し          |
|            |                 |             | はまち  | 9月15日から<br>11月20日まで |                  |               |    |                   |
| 播磨町        | 同上              | 別記1の2       | たい   | 4月1日から<br>12月31日まで  | 同上               | 同上            | 1隻 | 同上                |
|            |                 |             | はまち  | 9月15日から<br>11月20日まで |                  |               |    |                   |
| 東播磨        | 同上              | 別記1の2       | たい   | 4月1日から<br>12月31日まで  | 同上               | 同上            | 1隻 | 同上                |
|            |                 |             | はまち  | 9月15日から<br>11月20日まで |                  |               |    |                   |

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年2月6日から同年3月6日まで

## 3 備考

## (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年3月31日までとする。

## (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、別記2に掲げる内容の条件を付けることがある。

## 別記1 操業区域

- 1 明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町東二見界から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面。た

だし、共同漁業権の区域を除く。

**別記2 条件**

はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない。

~~~~~

**兵庫県告示第55号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第8号に掲げる敷網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年2月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
福良	小型棒受網漁業	別記	5月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	21隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年3月16日から同年4月16日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年5月1日から令和9年4月30日までとする。

**別記 操業区域**

共第138号第1種共同漁業権漁場の内、次の1及び2を結んだ線以北の区域。

1 釣島灯台（北緯34度14分31.18秒、東経134度42分4.91秒）

2 南あわじ市阿万吹上町田尻（北緯34度13分50.42秒、東経134度42分17.91秒）

~~~~~

**兵庫県告示第56号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第8号に掲げる敷網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年2月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置  |      |                    |          |      |    |           |
|----|-------|------|--------------------|----------|------|----|-----------|
|    | 漁業種類  | 操業区域 | 漁業時期               | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 福良 | 棒受網漁業 | 別記   | 5月1日から<br>12月31日まで | 定めなし     | 定めなし | 5隻 | 定めなし      |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年3月16日から同年4月16日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年5月1日から令和9年4月30日までとする。

**別記 操業区域**

共第138号第1種共同漁業権漁場の内、次の1及び2を結んだ線以北の区域。

- 1 釣島灯台（北緯34度14分31.18秒、東経134度42分4.91秒）
- 2 南あわじ市阿万吹上町田尻（北緯34度13分50.42秒、東経134度42分17.91秒）

~~~~~

#### 兵庫県告示第57号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年2月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総 ト ン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
二見町 播磨町 加古川市 高砂市	建網漁業	別記の1	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
五色町	同上	別記の2	同上	同上	同上	1隻	同上

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年2月6日から同年3月6日まで

- 3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和10年12月31日までとする。

#### 別記 操業区域

- 1 明石市江井島港西防波堤灯台と鹿ノ瀬高蔵瀬東灯浮標を結ぶ線及び淡路市江崎灯台と姫路市上島を結ぶ線並びに高砂市東播磨港伊保灯台と姫路市上島を結ぶ線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 淡路市室津港灯台と徳島県鳴門市北灘町折野港防波堤灯台を結んだ線以南の洲本市五色町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

~~~~~

#### 兵庫県告示第58号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年2月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置   |                |                |          |      |    |                                       |
|----|--------|----------------|----------------|----------|------|----|---------------------------------------|
|    | 漁業種類   | 操業区域           | 漁業時期           | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格                             |
| 森  | きす流網漁業 | 共第108号共同漁業権の区域 | 5月11日から9月19日まで | 定めなし     | 定めなし | 2隻 | 操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者 |

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年4月15日から同年5月15日まで

## 3 備考

## (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年6月1日から令和9年3月31日までとする。

## (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。

イ 使用する網の総延長は、400メートル以内でなければならない。

~~~~~

**兵庫県告示第59号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年2月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
林崎	ひき縄漁業	別記の1	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
洲本 津名 東浦	同上	別記の2	同上	同上	同上	1隻	同上
湊	同上	別記の3	同上	同上	同上	2隻	同上
南淡 沼島	同上	別記の4	同上	同上	同上	1隻	同上

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年2月6日から同年3月6日まで

## 3 備考

## (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和10年12月31日までとする。

## (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

## 別記 操業区域

1 神戸市兵庫区和田岬から高砂市東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く

※ 共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「神戸市兵庫区和田岬から高砂市東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く」とする。

2 洲本市から淡路市松帆に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

3 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀に至る淡路西浦海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

4 紀伊水道における兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

~~~~~

## 兵庫県告示第60号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年2月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区  | 制限措置             |             |      |              |      |    |               |
|-----|------------------|-------------|------|--------------|------|----|---------------|
|     | 漁業種類             | 操業区域<br>(注) | 漁業時期 | 推進機関<br>の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む<br>者の資格 |
| 播磨町 | まだこ・いいだこ<br>つぼ漁業 | 別記          | 周年   | 定めなし         | 定めなし | 1隻 | 定めなし          |

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年2月6日から同年3月6日まで

## 3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年12月31日までとする。

## 別記 操業区域

明石市二見町から高砂市荒井町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

~~~~~

## 兵庫県告示第61号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があつた特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年2月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 申請の概要

## (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

コベルコ・コンプレッサ株式会社播磨事業所

加古郡播磨町新島41

所長 栗 岡 義 紀

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

コベルコ・コンプレッサ株式会社播磨事業所

加古郡播磨町新島41

(3) 特定施設に関する事項

種類	63号木 廃ガス洗浄施設 (No. 1)	63号木 廃ガス洗浄施設 (No. 2、3、4)			
能 力	4m <sup>3</sup>	3.3m <sup>3</sup> ／基			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既 設	既 設			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既 設	既 設			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後	許可後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時30分～19時 10時間	8時30分～19時 10時間			
使 用 時 間 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	20	25	20	25
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	30	40	30	40
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	50	60	50	60
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	40	80	40	80
	燐 含 有 量 (単位 mg/L)	5	10	5	10
	ほ う 素 及 び そ の 化 合 物 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	大 腸 菌 数 (単位 CFU/100mL)	—	—	—	—
使 用 時 に お い て 当 該 特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 量 (単 位 m <sup>3</sup> /日)	0	4.1	0／基	2／基	

65号 酸またはアルカリによる表面処理施設 (No. 1)		65号 酸またはアルカリによる表面処理施設 (No. 2)		65号 酸またはアルカリによる表面処理施設 (No. 3)	
4,550 L		500 L		1,000 L	
既 設		既 設		既 設	
既 設		既 設		既 設	
許可後		許可後		許可後	
8時30分～17時 8時間		24時間連続		8時30分～17時 8時間	
同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
100	100	100	100	100	100
110	110	110	110	110	110
74	74	74	74	—	—
—	—	—	—	—	—
0	4.55	0	0.5	0	1

65号 酸またはアルカリによる表面処理施設 (No. 4)	65号 酸またはアルカリによる表面処理施設 (No. 5)		
400 L	150 L		
既 設	既 設		
既 設	既 設		
許可後	許可後		
8時15分～16時45分 8時間	8時15分～16時45分 8時間		
同 左	同 左		
通常	最 大	通常	最 大
5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
3,100	3,100	3,100	3,100
1,500	1,500	1,500	1,500
1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
100	100	100	100
110	110	110	110
74	74	—	—
—	—	—	—
0	0.46	0	0.15

## (4) 汚水等の処理施設に関する事項

種類	浄化槽 (No. 3 排水口)				
変更前後の区分	新設				
型式	合併浄化槽				
構造	FRP製				
主要寸法	18.7m×7.7m×4.11m				
能力	60m <sup>3</sup> /日				
汚水等の処理方式	膜分離活性汚泥法				
工事着手予定年月日	許可後				
工事完成予定年月日	許可後				
使用開始予定年月日	許可後				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間				
使用時間の季節的変動の概要	なし				
使用時に おける当 該汚水等 の処理施 設による 処理前及 び処理後 の汚水等 の汚染状 態の通常 の値及び 最大の値	区分	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指數)	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	145	145	10	10
	浮遊物質量 (単位 mg/L)	250	250	10	10
	窒素含有量 (単位 mg/L)	120	120	10	10
	りん 燐含有量 (単位 mg/L)	12	12	1	1
大腸菌数 (単位 CFU/100mL)		無数	無数	400以下	400以下
使用時に おける当 該汚水等 の処理施 設による 処理前及 び処理後 の汚水等 の汚染状 態の通常 の値及び 最大の量		60	60	60	60

## (5) 排出水の汚染状態及び量

変更前後の区分		変更前		変更後	
排水口名		No. 2	No. 3	No. 2	No. 3
排水水量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	通常	雨水専用排水口	6	変更なし	60
	最大		6		66
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	雨水専用排水口	5.8~8.6	変更なし	5.8~8.6
	最大		5.8~8.6		5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	雨水専用排水口	—	変更なし	—
	最大		—		—
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	雨水専用排水口	30	変更なし	10
	最大		40		11
浮遊物質量 (単位 mg/L)	通常	雨水専用排水口	50	変更なし	10
	最大		60		11
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	雨水専用排水口	40	変更なし	10
	最大		80		10
燐含有量 (単位 mg/L)	通常	雨水専用排水口	5	変更なし	1
	最大		10		1
大腸菌数 (単位 CFU/100mL)	通常	雨水専用排水口	—	変更なし	400以下
	最大		—		400以下

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和8年2月6日から同月27日まで  
 (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び加古郡播磨町住民協働部産業環境課

~~~~~

## 兵庫県告示第62号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和8年2月6日から供用を開始する。

その関係図面は、令和8年2月6日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                   |    |                 |              |    |
|--------------|-----------------------------------------|----|-----------------|--------------|----|
|              | 区間                                      | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>三尾浜坂線  | 美方郡新温泉町浜坂字中溝694番2から<br>同郡同町清富字七瀬317番2まで | 旧  | 6.0から<br>8.0まで  | 373.0        |    |
|              |                                         | 新  | 8.0から<br>15.0まで | 373.0        |    |

~~~~~

**兵庫県告示第63号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年2月6日から2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

道 路 の 種 類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 尼 崎 港 線	尼崎市御園町2番3から 同 市御園町1番3まで	旧	9.0から 12.0まで	30.0	
	尼崎市御園町5番から 同 市御園町5番まで	新	2.0から 68.0まで	30.0	一部 予定地

~~~~~

**兵庫県告示第64号**

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正する。

令和8年2月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

表兵庫県信用農業協同組合連合会の項中

「

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 兵庫西農業協同組合<br>姫路中央支店 | 姫路市東延末     |
| 同 安室支店              | 姫路市田寺      |
| 同 荒川支店              | 姫路市井の口     |
| 同 水上支店              | 姫路市西中島     |
| 同 広畑支店              | 姫路市広畑区本町   |
| 同 勝原支店              | 姫路市勝原区丁    |
| 同 飾磨支店              | 姫路市飾磨区加茂   |
| 同 姫路西支店             | 姫路市飾西      |
| 同 姫路灘支店             | 姫路市東山      |
| 同 別所支店              | 姫路市別所町別所   |
| 同 大的支店              | 姫路市大塩町     |
| 同 船山支店              | 姫路市船津町     |
| 同 豊富支店              | 姫路市豊富町     |
| 同 四郷支店              | 姫路市四郷町     |
| 同 御国野支店             | 姫路市御国野国分寺  |
| 同 花田支店              | 姫路市花田町     |
| 同 飾東支店              | 姫路市飾東町塩崎   |
| 同 高岡支店              | 姫路市西今宿     |
| 同 網干支店              | 姫路市網干区新在家  |
| 同 旭陽支店              | 姫路市網干区坂上   |
| 同 曾左支店              | 姫路市書写      |
| 同 林田支店              | 姫路市林田町林谷   |
| 同 大津支店              | 姫路市大津区恵美酒町 |
| 同 粟賀支店              | 神崎郡神河町粟賀町  |

|          |              |
|----------|--------------|
| 同 寺前支店   | 神崎郡神河町寺前     |
| 同 市川支店   | 神崎郡市川町西川辺    |
| 同 福崎支店   | 神崎郡福崎町福田     |
| 同 福崎東支店  | 神崎郡福崎町西田原    |
| 同 香呂支店   | 姫路市香寺町田野     |
| 同 中寺支店   | 姫路市香寺町溝口     |
| 同 置塩支店   | 姫路市夢前町置本     |
| 同 前之庄支店  | 姫路市夢前町前之庄    |
| 同 新宮支店   | たつの市新宮町新宮    |
| 同 太子支店   | 揖保郡太子町矢田部    |
| 同 揖保川支店  | たつの市揖保川町山津屋  |
| 同 御津支店   | たつの市御津町釜屋    |
| 同 龍野誉田支店 | たつの市龍野町堂本    |
| 同 揖西支店   | たつの市揖西町竹万    |
| 同 揖保支店   | たつの市揖保町西構    |
| 同 神岡支店   | たつの市神岡町横内    |
| 同 赤穂支店   | 赤穂市加里屋       |
| 同 塩屋支店   | 赤穂市新田        |
| 同 尾崎支店   | 赤穂市大橋町       |
| 同 坂越支店   | 赤穂市浜市        |
| 同 有年支店   | 赤穂市有年横尾      |
| 同 若狭野支店  | 相生市若狭野町八洞    |
| 同 矢野支店   | 相生市矢野町上      |
| 同 上郡支店   | 赤穂郡上郡町大持     |
| 同 高田支店   | 赤穂郡上郡町中野     |
| 同 船坂支店   | 赤穂郡上郡町八保甲    |
| 同 佐用支店   | 佐用郡佐用町円応寺    |
| 同 南光支店   | 佐用郡佐用町下徳久    |
| 同 三日月支店  | 佐用郡佐用町三日月    |
| 同 上月支店   | 佐用郡佐用町上月     |
| 同 山崎支店   | 宍粟市山崎町今宿     |
| 同 城下支店   | 宍粟市山崎町千本屋    |
| 同 安富支店   | 姫路市安富町安志     |
| 同 八幡支店   | 姫路市広畑区西夢前台   |
| 同 英賀保支店  | 姫路市飾磨区英賀保駅前町 |
| 同 中島支店   | 姫路市飾磨区中島     |
| 同 高浜支店   | 姫路市飾磨区阿成鹿古   |
| 同 菅野南支店  | 姫路市夢前町菅生潤    |

を  
「

|           |            |
|-----------|------------|
| 兵庫西農業協同組合 | 姫路市東延末     |
| 姫路中央支店    |            |
| 同 水上支店    | 姫路市西中島     |
| 同 広畑支店    | 姫路市広畑区本町   |
| 同 姫路灘支店   | 姫路市東山      |
| 同 御国野支店   | 姫路市御国野町国分寺 |
| 同 高岡支店    | 姫路市西今宿     |
| 同 林田支店    | 姫路市林田町林谷   |

|  |                                                                                                    |                                                                                                                           |  |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|  | 同 市川支店<br>同 福崎東支店<br>同 香呂支店<br>同 前之庄支店<br>同 新宮支店<br>同 太子支店<br>同 赤穂支店<br>同 佐用支店<br>同 南光支店<br>同 山崎支店 | 神崎郡市川町西川辺<br>神崎郡福崎町西田原<br>姫路市香寺町田野<br>姫路市夢前町前之庄<br>たつの市新宮町新宮<br>揖保郡太子町矢田部<br>赤穂市加里屋<br>佐用郡佐用町円応寺<br>佐用郡佐用町下徳久<br>宍粟市山崎町今宿 |  |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

」

に改める。

#### 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。



#### 兵庫県告示第65号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業のうち、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に基づき兵庫県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を使用するものにつき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年2月6日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

#### 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 区分 |                    | 制限措置         |           |           |          |                  |      |           |
|----|--------------------|--------------|-----------|-----------|----------|------------------|------|-----------|
|    |                    | 漁業種類         | 操業区域      | 漁業時期      | 推進機関の馬力数 | 船舶の総トン数          | 船舶の数 | 漁業を営む者の資格 |
| 1  | 兵庫県<br>10トン<br>未満船 | 小型いか<br>釣り漁業 | 別記1の<br>1 | 別記2の<br>1 | 定めなし     | 5トン以上<br>10トン未満  | 23隻  | 別記3       |
| 2  | 兵庫県<br>10トン<br>以上船 | 同上           | 別記1の<br>2 | 別記2の<br>2 | 同上       | 10トン以上<br>30トン未満 | 3隻   | 同上        |

#### 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年2月6日から同年3月6日まで

#### 3 備考

##### (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、区分(1)の表に掲げる区分をいう。以下同じ。ごとに次に掲げるとおりとする。

##### ア 区分1

令和8年5月1日(同年5月2日以後の許可は許可の日)から令和10年4月30日まで

##### イ 区分2

令和8年5月1日(同年5月2日以後の許可は許可の日)から令和9年4月30日まで

##### (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、区分ごとに次に掲げる条件を付することがある。

| 区分 | 条件                                                                                                                                                                                                        |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | (1) 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示しなければならない。<br>(2) 集魚に利用する光力の制限は別表のとおりとする。<br>(3) 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域において操業する場合、集魚灯に使用する電球の数は、ソケット数にかかわらず18灯を超えて取りつけてはならない。        |
| 2  | (1) 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示しなければならない。<br>(2) 北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内において操業する場合、集魚灯数の最高限度は、3キロワット以内の電球18個までとし、電球の数は、ソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。 |

## 別記1 操業区域

- 1 兵庫県日本海海面  
2 北緯36度線以北の兵庫県日本海海面

## 別記2 漁業時期

- 1 1月1日から12月31日まで  
2 北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内においては、令和8年5月1日から令和9年2月末日まで。それ以外の海域においては1月1日から12月31日まで。

## 別記3 漁業を営む者の資格

次に掲げる主たる根拠地で知事の漁船登録を受けた船舶を使用する者

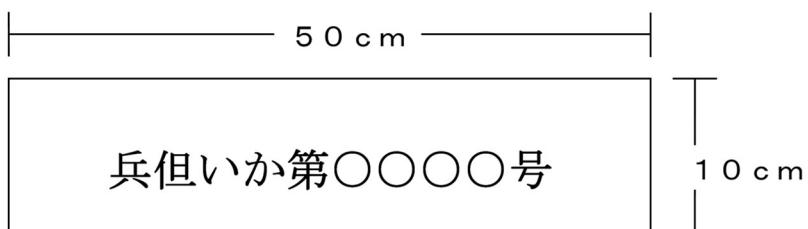
- 1 豊岡市(平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては豊岡市、城崎郡城崎町、及び同郡竹野町)  
2 香美町(平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては城崎郡香住町)  
3 新温泉町(平成17年9月30日以前に登録された船舶にあっては美方郡浜坂町)

## 別表 集魚に使用する光力の制限

| 適用する海域                          | 適用する水深帯                                                                                                                                        | 漁船1隻が点灯できる集魚灯数の最高限度                       |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 猫崎正北(東経134度45.86分の線)以西の兵庫県日本海海面 | 鋸崎正北(東経134度31.04分の線)、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線以浅                                                                          | 3キロワット以内の電球 9個<br>但し7月1日から9月30日までの間<br>6個 |
|                                 | 鋸崎正北から猫崎正北に至る水深100メートルの線以浅                                                                                                                     | 3キロワット以内の電球 6個                            |
|                                 | 鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点と、鋸崎正北、水深100メートルの点とを結んだ線及び鋸崎正北から猫崎正北に至る水深100メートルの線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで | 3キロワット以内の電球 18個                           |

|                 |                                                                              |                 |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 猫崎正北以東の兵庫県日本海海面 | 水深100メートルの線まで                                                                | 3キロワット以内の電球 6個  |
|                 | 水深100メートルの線から水深200メートルの線まで                                                   | 3キロワット以内の電球 15個 |
|                 | 水深200メートルの線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで | 3キロワット以内の電球 18個 |

別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。

**兵庫県告示第66号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業のうち、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に基づき兵庫県以外の都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を使用するものにつき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年2月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 区分 |                                  | 制限措置     |       |       |          |                  |      |           |
|----|----------------------------------|----------|-------|-------|----------|------------------|------|-----------|
|    |                                  | 漁業種類     | 操業区域  | 漁業時期  | 推進機関の馬力数 | 船舶の総トン数          | 船舶の数 | 漁業を営む者の資格 |
| 1  | 鳥取県<br>島根県<br>京都府<br>10トン<br>未満船 | 小型いか釣り漁業 | 別記1の1 | 別記2の1 | 定めなし     | 5トン以上<br>10トン未満  | 9隻   | 別記3の1     |
| 2  | 鳥取県<br>島根県<br>京都府<br>10トン<br>以上船 | 同上       | 別記1の2 | 別記2の2 | 同上       | 10トン以上<br>30トン未満 | 12隻  | 別記3の2     |
| 3  | 上記以外                             | 同上       | 別記1の3 | 同上    | 同上       | 5トン以上<br>30トン未満  | 35隻  | 別記3の3     |

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年2月6日から同年3月6日まで

## 3 備考

## (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、区分(1の表に掲げる区分をいう。以下同じ。)ごとに次に掲げるとおりとする。

| 区分   | 有効期間                                    |
|------|-----------------------------------------|
| 1    | 令和8年5月1日(同年5月2日以降の許可は許可の日)から令和9年4月30日まで |
| 2及び3 | 令和8年5月1日(同年5月2日以降の許可は許可の日)から令和9年2月28日まで |

## (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、区分ごとに概ね次に掲げる条件を付することがある。

| 区分 | 条件        |
|----|-----------|
| 1  | 別記4の1、2、3 |
| 2  | 別記4の1、4、5 |
| 3  | 別記4の1、5   |

## 別記1 操業区域

- 1 兵庫県日本海海面
- 2 北緯36度線以北の兵庫県日本海海面
- 3 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域以遠の兵庫県日本海海面

## 別記2 漁業時期

- 1 令和8年5月1日から令和9年4月30日まで
- 2 令和8年5月1日から令和9年2月末日まで

## 別記3 漁業を営む者の資格

- 1 鳥取県、島根県又は京都府知事の漁船登録を有する船舶を使用する者
- 2 鳥取県、島根県又は京都府知事の漁船登録を有する船舶を使用する者で、次に掲げる港の中から主たる港を含め2港以内を漁獲物の陸揚港として選定し、陸揚げの同意を得ている者  
(陸揚港 津居山港、竹野港、柴山港、香住漁港、及び浜坂漁港)
- 3 兵庫県、鳥取県、島根県又は京都府以外の都道府県知事の漁船登録を有する船舶を使用する者で、次に掲げる港の中から主たる港を含め2港以内を漁獲物の陸揚港として選定し、陸揚げの同意を得ている者  
(陸揚港 津居山港、竹野港、柴山港、香住漁港、及び浜坂漁港)

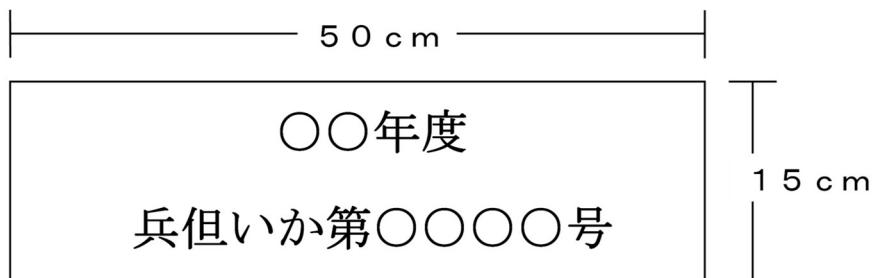
## 別記4 条件

- 1 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示するとともに、船体の高い位置に別記様式第2号の標旗を掲げなければならない。
- 2 集魚に使用する光力の制限は別表のとおりとする。
- 3 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域において操業する場合、集魚灯に使用する電球の数はソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。
- 4 北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域において操業する場合、集魚灯数の最高限度は3キロワット以内の電球18個までとし、電球の数はソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。
- 5 漁獲物の陸揚港として申請者の選定に基づき指定された港以外の港で陸揚げしてはならない。但し、暴風雨、船体の損傷、その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

## 別表 集魚に使用する光力の制限

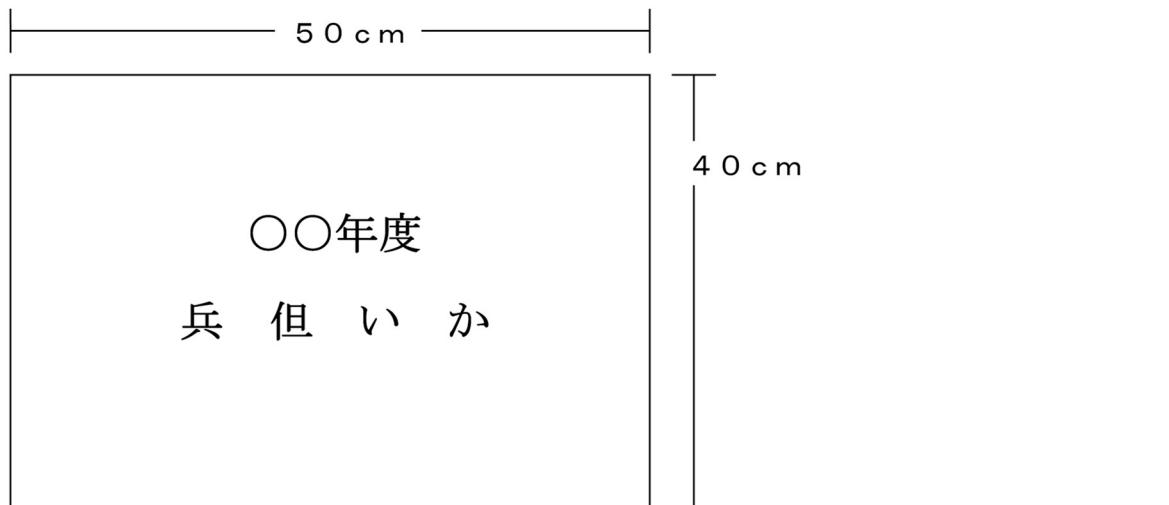
| 適用する海域                          | 適用する水深帯                                                                                                                                        | 漁船1隻が点灯できる集魚灯数の最高限度                   |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 猫崎正北（東経134度45.86分の線）以西の兵庫県日本海海面 | 鋸崎正北（東経134度31.04分の線）、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線以浅                                                                          | 3キロワット以内の電球 9個<br>但し7月1日から9月30日までの間6個 |
|                                 | 鋸崎正北から猫崎正北に至る水深100メートルの線以浅                                                                                                                     | 3キロワット以内の電球 6個                        |
|                                 | 鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点と、鋸崎正北、水深100メートルの点とを結んだ線及び鋸崎正北から猫崎正北に至る水深100メートルの線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで | 3キロワット以内の電球 18個                       |
| 猫崎正北以東の兵庫県日本海海面                 | 水深100メートルの線まで                                                                                                                                  | 3キロワット以内の電球 6個                        |
|                                 | 水深100メートルの線から水深200メートルの線まで                                                                                                                     | 3キロワット以内の電球 15個                       |
|                                 | 水深200メートルの線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで                                                                   | 3キロワット以内の電球 18個                       |

## 別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。

別記様式第2号

**兵庫県告示第67号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年2月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区名       | 制限措置       |             |                   |          |         |      |           |
|-----------|------------|-------------|-------------------|----------|---------|------|-----------|
|           | 漁業種類       | 操業区域        | 漁業時期              | 推進機関の馬力数 | 船舶の総トン数 | 船舶の数 | 漁業を営む者の資格 |
| 津居山<br>竹野 | たこつぼ<br>漁業 | 豊岡市地先海面     | 5月1日から<br>8月31日まで | 定めなし     | 定めなし    | 定めなし | 別記1の1     |
| 柴山<br>香住  | 同上         | 美方郡香美町地先海面  | 同上                | 同上       | 同上      | 同上   | 別記1の2     |
| 浜坂        | 同上         | 美方郡新温泉町地先海面 | 同上                | 同上       | 同上      | 同上   | 別記1の3     |

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年2月6日から令和10年7月31日まで

## 3 備考

## (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年5月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和11年4月30日までとする。

## (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「水深50メートル以深の海域で操業してはならない」旨の条件を付けることがある。

## 別記1 漁業を営む者の資格

1 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成17年3月31日以

前に登録された船舶にあっては豊岡市又は城崎郡竹野町) の船舶に限る) を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者

- 2 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶(主たる根拠地が美方郡香美町(平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては城崎郡香住町) の船舶に限る) を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者
- 3 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶(主たる根拠地が美方郡新温泉町(平成17年9月30日以前に登録された船舶にあっては美方郡浜坂町) の船舶に限る) を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者

## 公 告

### 寄附者の顕彰

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

令和8年2月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 氏名及び住所  
B I G D A I S H O W A 株式会社 大阪府東大阪市

2 功績内容  
兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。

~~~~~

### 農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法(昭和27年法律第229号) 第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年2月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 農地の所在等

所在及び地番	地 目	面積(平方メートル)
佐用郡佐用町東徳久字南矢能1981番	田	2,164
佐用郡佐用町東徳久字中矢能2026番	田	1,114
佐用郡佐用町東徳久字中矢能2032番	田	263
佐用郡佐用町東徳久字中ノ坪2083番	田	2,988

2 農地を利用する権利の内容等

内容	権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和8年4月1日	5年間 (権利の始期から令和13年3月31日まで)	114,255円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 多田 勝利  
神戸市中央区下山手通五丁目7番18号

4 農地の所有者等の情報

(亡) 大林 實

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに神戸地方法務局龍野支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は神戸地方法務局龍野支局において、補償金の還付を受けることができる。



#### 農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年2月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 農地の所在等

所在及び地番	地 目	面積（平方メートル）
赤穂郡上郡町宇治山字長通415番1	畠	298のうち225

2 農地を利用する権利の内容等

内容	権利の始期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
利用権	令和8年4月1日	5年間 (権利の始期から令和13年3月31日まで)	1,125円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 多田 勝利

神戸市中央区下山手通五丁目7番18号

4 農地の所有者等の情報

松下 啓子

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに神戸地方法務局龍野支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は神戸地方法務局龍野支局において、補償金の還付を受けることができる。



#### 農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年2月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 農地の所在等

所在及び地番	地 目	面積（平方メートル）
赤穂郡上郡町宇治山字長通415番4	畠	119のうち117

2 農地を利用する権利の内容等

内容	権利の始期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
利用権	令和8年4月1日	5年間 (権利の始期から令和13年3月31日まで)	585円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 多田 勝利

神戸市中央区下山手通五丁目7番18号

## 4 農地の所有者等の情報

(亡) 森 憲章

## 5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに神戸地方法務局龍野支局に補償金を供託する。

## 6 補償金の還付について

農地の所有者等は神戸地方法務局龍野支局において、補償金の還付を受けることができる。

~~~~~

**落札者等の公示**

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年2月6日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量

淡路家畜保健衛生所ほか3施設で使用する電気（再生可能エネルギー100パーセント）

予定数量253,631キロワット時／年

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県環境部環境政策課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 3 落札者を決定した日

令和8年1月19日

## 4 落札者の名称及び住所

R E 100電力株式会社

東京都中央区日本橋2丁目9番10号

## 5 落札金額（税込）

6,401,076円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告をした日

令和7年12月16日

~~~~~

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年2月6日

契約担当者

兵庫県阪神南県民センター長 團 野 礼 子

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

河川修繕第0000—0—S 04号（一）淀川水系昆陽川捷水路 排水機場運転管理業務

## (2) 仕様等

契約担当者が示す仕様書等のとおり。

## (3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## (4) 履行場所

入札説明書による。

## (5) 入札方法

上記(1)について総価により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見

積もった契約金額の110分の100に相当する金額（消費税相当額を除いた金額）を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

単独企業又は特別共同企業体（以下「共同企業体」という。）による。

### (1) 単独企業の資格要件

ア 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者で、大分類「役務の提供」、小分類「設備保守・管理」又は「その他役務」に登載されている者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限を受けていない者であること。

ウ 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該業務の入札の日において受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

カ 平成22年度以降に、終末処理場、排水ポンプ場、浄水処理施設、浄水ポンプ場に係る運転管理業務の実施実績を、元請又は共同企業体の構成員（出資比率20パーセント以上のものに限る。）として有すること。

### (2) 共同企業体の資格要件

ア 構成員は2者又は3者とし、それぞれの出資比率が2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上であること。

また、各構成員が、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める資本関係又は人的関係にある者（関係する会社）にないこと。

イ 共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。

また、出資比率は構成員中最大であること。

ウ 構成員は上記2(1)のアからオまでのいずれにも該当すること。

エ 代表構成員は、上記2(1)のアからカまでのいずれにも該当すること。

オ 結成方法は自主結成とし、本件入札に関して入札参加申し込みを行った他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

カ 構成員の一部が、入札参加申し込み締め切り後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたことにより、その共同企業体の構成員の資格を失った場合においては、令和8年3月18日（水）までの間、その共同企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな共同企業体を結成し、入札参加の申し込みを行うことができ、新たな構成員が入札日までに入札参加資格を受けた時は、入札に参加することができる。

## 3 申込書の提出場所等

### (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8（兵庫県尼崎総合庁舎2F）

兵庫県阪神南県民センター県民躍動室総務防災課（財務担当）

電話：06-6481-4515

### (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書等の交付期間

令和8年2月6日（金）から同月24日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（午後0時から1時までを除く。）

### (3) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和8年3月25日（水）午前10時から

場所 兵庫県尼崎総合庁舎 別館2F大会議室（尼崎市東難波町5-21-8）

### (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便等（書留郵便及び書留郵便に準ずるものに限る。）による入札の場合は、令和8年3月24日（火）午後5時までに前記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年3月23日（月）の午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県阪神南センター長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて令和8年3月23日（月）の午後5時までに提出すること。

##### (3) 契約保証金

落札者は、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県阪神南センター長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

##### (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び仕様書で示した業務を履行できることを証明する書類を令和8年2月24日（火）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

##### (5) 入札に関する条件

ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到着していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理した者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は前記1(1)について総価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 入札執行に際しては、積算内訳書を提出すること。

サ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(i) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ii) 初度の入札において、上記アからコまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

シ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

##### (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

##### (7) 契約書作成の要否

要作成

##### (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Nature of the services to be required:

Operation and management of the drainage pump station

on the Koya River Cut-off Channel (class A river), part of the Yodogawa River System: 1 set

1. Operation and monitoring

2. Maintenance and inspection

3. Repair of facilities and equipment

4. Annual inspection

## (2) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 February 24, 2026

## (3) Deadline for tender:

10:00 March 25, 2026 by direct delivery

17:00 March 24, 2026 by mail

## (4) Person to contact concerning the notice:

Mr Suetake, Civil Administration Office, Hanshinminami District Administration Center, Hyogo Prefectural Government

5-21-8, Higashinaniwachou, Amagasaki city, Hyogo 660-8588

TEL(06)6481-4515

## 警 察 本 部 公 告

## 入札公告

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年2月6日

## 契約担当者

兵庫県警察本部長 小 西 康 弘

## 1 調達内容

## (1) 購入物品及び数量

令和8年度兵庫県警察車両のタイヤ及びチューブの購入並びに兵庫県警察本部車両のタイヤ組替え及びパンク修理の単価契約

ア タイヤ	予定数量	3,708本
イ チューブ	予定数量	93本
ウ タイヤ組替え（普通車）	予定数量	3,885本
エ タイヤ組替え（大型車）	予定数量	546本
オ パンク修理	予定数量	26本

## (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

## (4) 納入場所

契約担当者が指定する場所

## (5) 入札方法

前記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### 3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部装備課車両管理係

電話（078）341-7441 内線2342

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間、入札説明書の交付期間

令和8年2月6日（金）から同月20日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前10時から午後5時まで

(3) 入札及び開札の日時並びに場所

令和8年3月18日（水）午前11時

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部14階装備課

(4) 入札書の提出期限

前記(3)の入札及び開札の日時並びに場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和8年3月17日（火）午後5時までに前記(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年3月16日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。

また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合もある。

(4) 入札者に要求される義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、四輪及び二輪（特殊な車両を除く。）については、警察本部及び各警察署の近隣に営業所等を、白バイについては、入札説明書で示す地区ごとに最低1箇所営業所等を確保し、その一覧表を「営業所及びメンテナンス業者保有（設置）一覧表」で作成し提出すること。

イ タイヤ及びチューブの出荷能力があることを証明する「特約店証明書」等を提出すること。

ウ 納入しようとするタイヤ等の品質が分かる資料「カタログ」等を提出すること。

エ 前記アからウまでの証明書等は、令和8年2月20日（金）までに提出すること。

オ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記アからウまでの証明書等に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

- ア 入札書は、前記3の(3)の日時及び場所に直接持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、令和8年3月17日（火）午後5時までに、前記3の(1)の場所に必着のこと。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証券を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和8年4月1日（水））までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に必要に応じて委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(i) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ii) 初度の入札において、前記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決されその予算の執行が可能であること。

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (7) 契約書の作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した車両用タイヤ・チューブを納入、タイヤ交換及びパンク修理ができると契約担当者が判断した入札者であって財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the bid announcement

## (1) Person in charge:

Yasuhiro Konishi, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

## (2) Products to be purchased:

a Tires for vehicles	Approx. 3,708
b Inner tubes	Approx. 93
c Changing tires(Standard sized car)	Approx. 3,885
d Changing tires(Large sized car)	Approx. 546
e Repairing flat tires	Approx. 26

## (3) Delivery period:

From April 1, 2026 to March 31, 2027

## (4) Delivery places:

The designated place by Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

## (5) Deadline for the application forms:

17:00 February 20, 2026

## (6) Deadline for bidding:

17:00 March 17, 2026 by mail;

11:00 March 18, 2026 by direct delivery

## (7) Secretariat:

Equipment Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

令和8年2月6日 金曜日

兵 庫 県 公 報

第 691 号

TEL (078) 341-7441 Ext. 2342